

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム ～受講料を負担せず、有給で養成機関に通って資格がとれる～

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- 仕事を探している人が、養成機関での受講時間も含め給与を得て、働きながら介護資格を取得するプログラムです
 - プログラムの参加者は、介護施設(障害福祉関係施設も含みます。以下同じ)に、1年以内(介護福祉士を目指す事業は1回更新可とし、最長2年間)の雇用契約で雇われます
 - その間に、参加者は、養成機関に通って、資格(ホームヘルパー2級または介護福祉士)をとることができます
 - ヘルパー2級の場合、130時間の講義(学科、実技、実習)を受講(週3回・3ヶ月、週5回・2ヶ月などいろいろなタイプがあります)
 - 介護福祉士の場合、2年間で1800時間の講義(学科、実技、実習)を受講
 - 講座受講のない日(時間)は、介護施設で働きます
 - 通学日は授業終了後に夕食・入浴の世話をしたり、通学を要しない日には、朝から通常の介護労働を行います
 - 資格取得後も、雇用契約の期間が終わるまで介護施設で働きます

～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

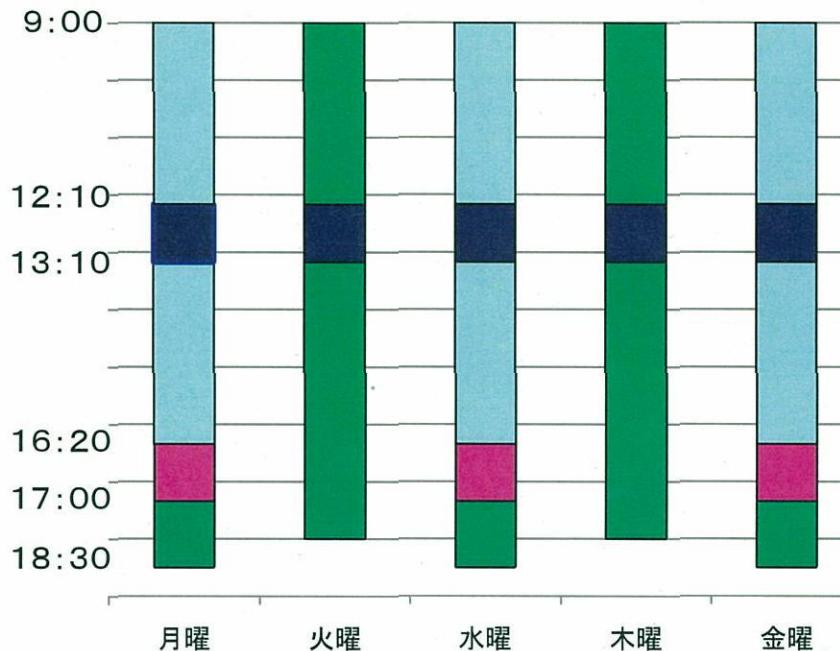
介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
養成機関における受講費用 等

介護施設

[障害福祉関係施設も含みます]

- 通常通学時：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 休講日及び受講終了後：
一般職員と同様のシフトで勤務可能

○ 講座受講中の週間スケジュール（例）



ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料**でホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
 - ・週1回通学、4ヶ月程度
 - ・週3回通学、3ヶ月程度
 - ・週5回通学、2ヶ月程度等、様々な講座が開講されている。

■ 養成機関における講義及び実習

■ 昼休み

■ 養成機関から施設への移動時間

■ 介護施設における介護労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

地方公共団体



※緊急雇用創出事業を、介護施設に委託

介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
養成機関における講座受講とともに、施設における介護労働を業務指示
委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
養成機関における受講料 等

介護施設

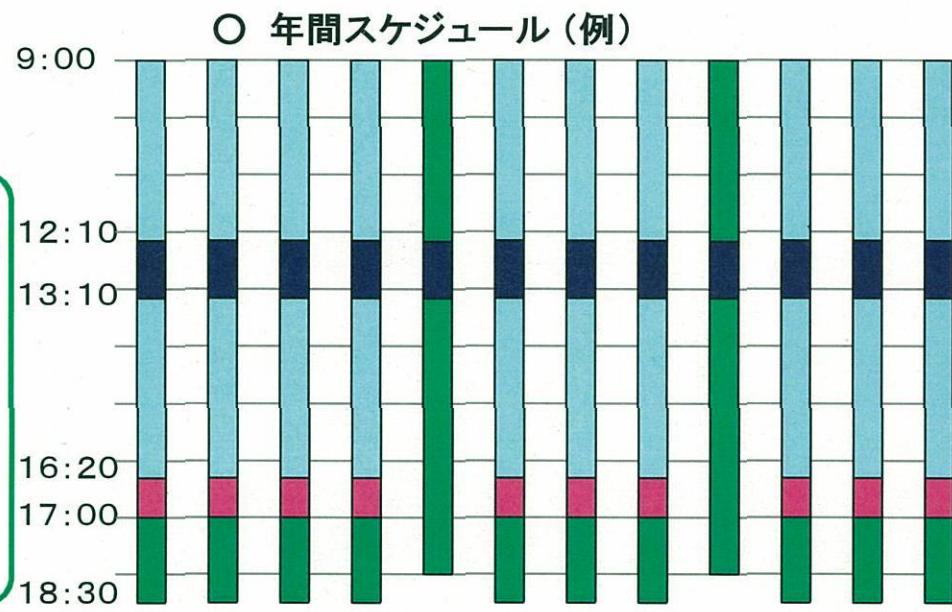
[障害福祉関係施設も含みます]

- 通常通学時：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護労働
- 長期休暇時：一般職員と同様のシフトで勤務可能

介護福祉士養成機関

○雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。

○2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。

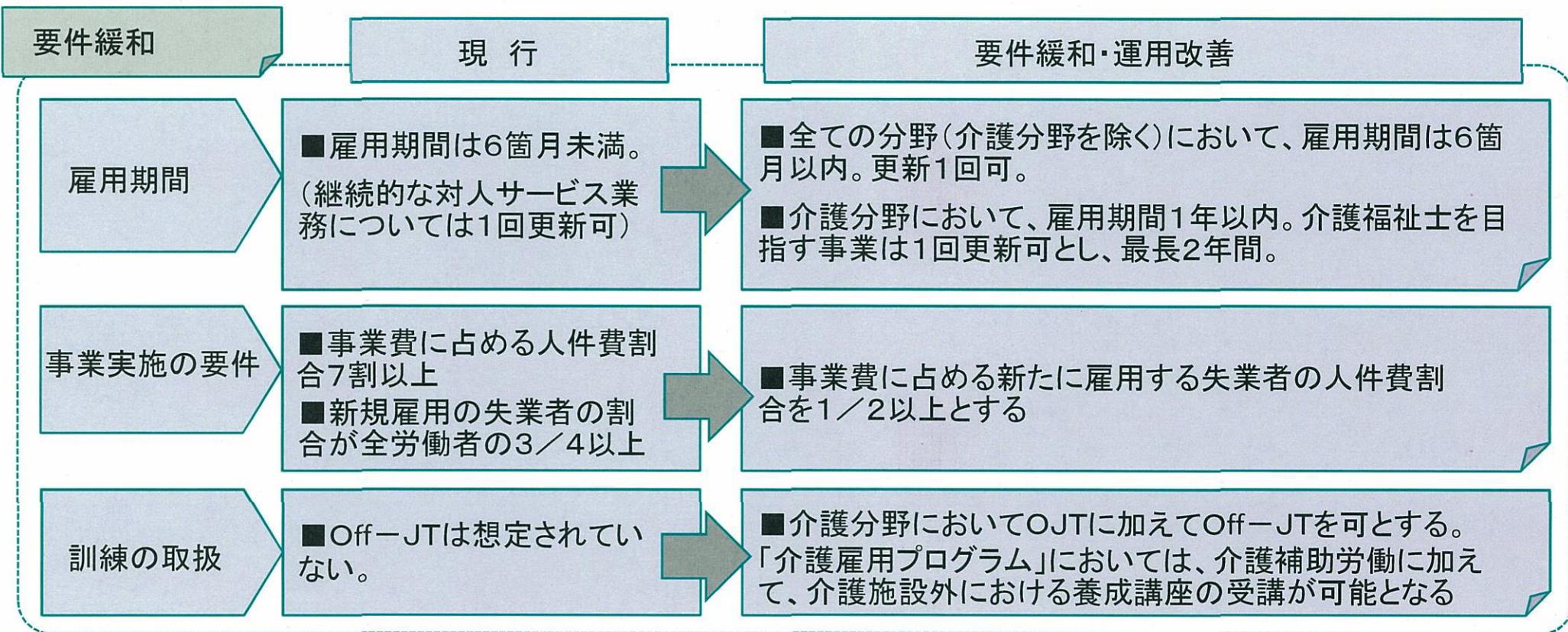


※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

このプログラムのメリット

- プログラムに参加する人は
 - 養成機関の受講料の負担はありません
 - 働いている時間だけでなく、養成機関に通っている時間も給与が出ます
 - 給与の額は、事業を実施する地方自治体と介護施設の間の契約をベースとして設定されます
- 介護施設は
 - 事業を実施する地方自治体から事業費が支払われます
 - その事業費で、参加者に対する給与支払いと養成機関への受講料支払いができますので、介護施設の負担はありません
 - 介護保険サービスの基準上、介護職員と算定するか否かは、それぞれの勤務形態に応じて判断することとなります(障害福祉サービス事業所等も同様とします)
- 養成機関は
 - 学卒等若年者の受講者が減少する中で、既存の養成コースに、介護施設から生徒を受け入れることができます
 - 対象者が既に介護施設に雇い入れられている者であるため、実習先として当該介護施設の協力が得られやすくなります

「緊急雇用創出事業」の要件緩和と実習免除措置について



実習免除措置

訪問介護員養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について、都道府県介護主管部局長あて通知(平成21年10月30日)。

(参考)科目免除に係る規定(「介護員養成研修の取扱規則について」(平成18年6月20日老振発0620001号 厚生労働省老健局振興課長通知)

特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとする。その具体的な免除科目については、各都道府県の判断により、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して決定するものとする。

各都道府県の対応状況

各都道府県の「介護雇用プログラム」の対応状況は以下のとおり
(平成21年12月2日時点、各都道府県への聴取結果)

- 平成21年度中の実施予定あり 20都道府県
(計画上の対象人数 16都府県で計約1,300人)
- 平成21年度中の実施を検討中 15府県
- 平成22年度以降の実施を検討 12県
※ 養成機関の受け入れ時期との関係で、4月から事業を開始する等

関係機関等への周知状況

○地方自治体向け

- 平成21年10月23日 都道府県労働主管部局宛て事務連絡(概要及び前倒し要請等)
- 10月29日 都道府県知事宛て前倒し等要請【菅副総理(緊急雇用対策本部長代行)及び細川厚生労働副大臣(緊急雇用対策本部事務局長)連名】
- 10月30日 都道府県介護主管部局宛て事務連絡(概要)
- 11月17日 都道府県労働・介護主管部局宛てQ & A送付

○介護事業者団体等向け

- 平成21年10月30日 主要事業者団体宛て事務連絡(概要)
- 11月17日 第1回全国地域包括ケア推進会議(概要説明)

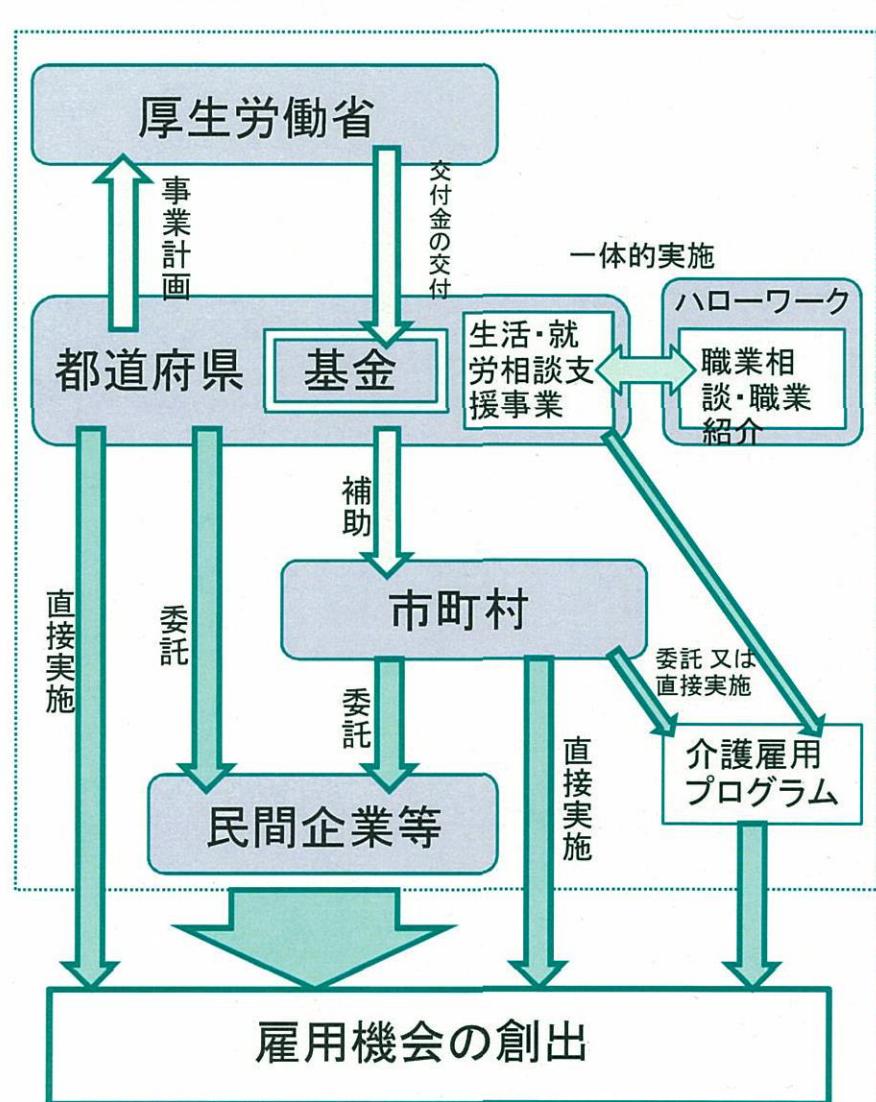
○与党国會議員向け

- 平成21年10月30日 厚生労働省政策会議(概要説明)

○その他、各種団体及び与党議員等に対し、個別に取組を要請

緊急雇用創出事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出する事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地方公共団体による事業の直接実施も可)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

事業の規模

4,500億円（一般会計）

※うち、1,500億円は20年度2次補正予算による措置
3,000億円は21年度補正予算により拡充

事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1／2以上

雇用・就業期間

- ・介護分野 以外：原則6ヶ月以内。更新1回可
- ・介護分野：原則1年以内。ただし、介護福祉士資格取得を目指すことを目的とする事業は、更新1回可

積極的な活用が求められる分野

介護、農林水産業、環境、観光分野

その他

- ・都道府県が国(ハローワーク)と連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施
- ・「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の実施